

## ■文化・エンターテインメントハイブリッド開催支援 Q&A

### 【対象事業者】

#### Q1-1 福岡市内在住ではないが対象になるか。

福岡市外在住の方も、福岡市内（以下「市内」という。）で開催するハイブリッド公演の主催者で、支援対象事業者（募集要項1ページ）の要件を満たす場合は支援の対象となります。

#### Q1-2 施設の管理・運営者やオーナーも対象になるか。

施設の管理・運営者やオーナーも、市内で開催するハイブリッド公演の主催者で、支援対象事業者（募集要項1ページ）の要件を満たす場合は支援の対象となります。

#### Q1-3 外国人でも対象になるのか。

外国人の方も、市内で開催するハイブリッド公演の主催者で、支援対象事業者（募集要項1ページ）の要件を満たす場合は支援の対象となります。

#### Q1-4 国や地方自治体の外郭団体等が実施する公演も対象事業となるか。

国または地方公共団体が基金その他これに準じるものを出資している団体が実施する公演は対象となりません。

#### Q1-5 公演主催者としての実績がないと対象とならないのか。

市内で観客を集めた文化・エンターテインメント公演等の主催者又は企画制作、運営者等として実績がある事業者の方や、文化・エンタメ公演等に出演し、出演料等の対価を得た実績のあるアーティストが主催者となる場合も対象となります。

#### Q1-6 申請は何回できるのか。

公演主催者1事業者につき3公演まで申請することができます。

ただし、同じ内容の公演を複数回実施する場合は1公演とみなします。

【対象事業】

**Q2-1 無観客ライブのオンライン配信は対象か。またオンライン配信のみの公演は対象か。**

市内に所在する実際の会場での上演に加え、オンライン配信しウェブ上でも視聴できる「ハイブリッド公演」を対象としており、無観客ライブのオンライン配信やオンライン配信のみの公演は対象となりません。

ただし、緊急事態宣言の発令に伴うイベントの集客制限等やむを得ない事情により、観客を動員できない場合はこの限りではありません。

**Q2-2 公演会場の別室で動画を流すといったものでもよいのか。**

オンライン配信については、視聴者がウェブ上で視聴できるものを想定しており、会場に行かないと見ることができないものは対象となりません。

**Q2-3 会場が、飲食店や自宅併設ホールなどでも対象になるのか。**

支援対象事業（募集要項2ページ）として要件を満たしていれば、飲食店や自宅併設ホールなどを会場とした事業でも対象となります。

**Q2-4 オンライン配信は生配信のみか（収録後の配信は不可か）。**

リアルタイムでのオンライン配信を対象としていますが、公演会場にインターネット環境が整っていない、配信のために動画の編集が必要など、リアルタイム配信が困難な場合で、公演終了後2週間以内に、当公演を収録した動画を配信する場合は対象となります。

**Q2-5 リアルタイム配信が困難な場合に後日配信する場合はいつまでに行ったらいいか。**

リアルタイム配信が困難な場合は、公演終了後2週間以内にオンライン配信を行ってください。ただし、令和4年2月15日以降に開催するイベントについては、令和4年2月28日までにオンライン配信を行ってください。

**Q2-6 オンライン配信の時間（長さ）に要件はあるか。**

オンライン配信の時間に要件はありません。

**Q2-7 公演およびオンライン配信の有料・無料は問わないか。**

ホールなど実際の会場での公演は有料、オンライン配信については原則有料で開催される事業が対象となります。ただし、オンライン配信については、集客上、有料配信が困難な場合などは無料で配信することも可能です。

**Q2-8 募集要項（1ページ）の「文化・エンターテインメント公演等」として例示された分野以外は対象とならないのか。**

文化・エンターテインメント分野の「ハイブリッド公演」であれば対象となります。例示したものの以外については個別に相談ください。

**Q2-9 画家や写真家がギャラリーで開催する個展なども対象になるのか。**

実際のギャラリーで個展を有料で開催し、その個展をオンライン配信しウェブ上で視聴できるものなどは対象となります。

**Q2-10 国、県、地方公共団体やその関係団体から補助金等を受けて実施する公演は対象にならないのか。**

国や県などから、同種（新型コロナウイルス感染予防対策及びオンライン配信の運営にかかる経費への支援）の補助金や負担金等を受けて実施する公演は対象となりません。

**【対象経費】**

**Q3-1 申請者本人の出演料は対象経費になるか。また会場使用料は対象経費になるか。**

支援対象経費は、「ハイブリッド公演」を行うための新型コロナウイルス感染症対策及びオンライン配信の運営にかかる経費としており、アーティストの出演料や会場使用料は対象となりません。

**Q3-2 新型コロナウイルス感染予防対策のために入場者を減少させた損失分は対象経費となるか。**

対象経費になりません。

**Q3-3 オンライン配信に必要な撮影機材等の購入経費は対象経費となるか。**

対象経費になりません。ただし、オンライン配信に必要な機材のレンタル費は対象となります。

**Q3-4 動画編集に必要な委託費などは対象経費となるか。**

オンライン配信のために必要な動画編集の費用は対象経費となります。

**Q3-5 インターネット回線使用料が施設使用料に含まれる場合、施設使用料は対象経費となるか。**

インターネット回線使用料の額が領収書で明記されている場合は、当該使用料のみ対象経費となります。

**Q3-6 検温スタッフなど人件費は対象経費となるか。**

新型コロナウイルス感染症対策に必要な人件費は対象経費となります。なお、事業を実施するために雇用した方の人件費のみが対象となり、申請者自身や従業員等への支払いは対象外となります。

**【申請手続き等】**

**Q4-1 どのような審査が行われるのか。**

申請書類をもとに、事務局において、支援事業者、支援対象事業の要件を満たしているか、対象経費として妥当なものかなどについて審査を行います。

**Q4-2 支給決定までどれくらいかかるのか。**

申請から支給決定まで概ね2週間程度の期間を要します。提出書類に不足等がある場合は、2週間以上要することもありますので、それを考慮したイベント開催日を設定してください。

**Q4-3 支援金は早いもの順か。(先着順か)**

書類の整った申請から順次審査を行います。なお、支援金は予算の範囲内のできる限り支給します。

**Q4-4 申請時に見積書は添付するのか。**

見積書の添付は必要ありません。

**Q4-5 領収書はすべてのものを添付するのか。**

支援対象経費にかかる領収書(宛名・日付・但し書・発行者名が明記されたもの)の写しはすべて添付してください。

**Q4-6 支援金はいつ振り込まれるのか。**

事業の実施後、事業実施報告書を提出していただき、報告書確認後に申請者の口座に振り込みます。

## 【その他】

**Q5-1 「新しい生活様式」の実践例、感染症拡大防止に向け各団体が作成した業種別ガイドライン及び福岡市が策定した「安全安心に配慮したイベントマニュアル」等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置が講じられているとは、具体的にどのようなことか。**

関係団体のガイドライン等(※)に基づき、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき措置が講じられている公演を対象とします。

具体的には、①手洗い・手指消毒の励行、②マスク着用、③人と人との距離の確保などの実践です。また、国が推奨している新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)について、イベント主催者はインストールに努めるとともに、公演の参加者に対しても利用促進を行ってください。

なお、上記措置の状況を確認するため、「安全安心に配慮したイベントマニュアル」の「イベント開催のためのチェックリスト」の提出を求める場合があります。

### ※参考

■ 関係団体のガイドライン（下記文化庁ホームページで確認できます）

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/20200206.html#info03](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03)

○「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(緊急事態舞台芸術ネットワーク)

○「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(クラシック音楽公演運営推進協議会)

○「劇場、音楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会)

■ 安全安心に配慮したイベントマニュアル（福岡市作成）

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c\\_kanko/business/manyuaru.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/business/manyuaru.html)

**Q5-2 再び感染拡大で中止・延期となった場合は支給されないのか。**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政によるイベントの開催制限にもとづき、交付決定した事業をやむを得ず中止せざるを得なかった場合は、中止が決定するまでに発生した必要経費については、事業実施報告書を確認し、支援金の範囲内で支給します。自己都合で中止した場合は支給されません。

延期の場合は、事業実施期間内の令和4年2月28日までに実施可能であれば、事業計画変更申請書を提出して下さい。事業実施期間内で行うことが難しい場合は、上記中止と同様の取り扱いとします。